

5 第1号被保険者保険料（第8期）の設定

第8期計画においては、保険料段階を第7期と同様の9段階に設定しました。
各段階の負担割合を調整した結果、保険料基準月額は、6,100円になります。

| 所得段階 | 調整率 | 対象者 | 年額保険料 |
|------|-------------------|---|-----------------------|
| 第1段階 | 基準額の50% (※30%) | ●生活保護受給者または住民税非課税世帯 (本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円以下) | 21,960円 |
| 第2段階 | 基準額の75% (※50%) | ●住民税非課税世帯 (本人の課税年金収入+合計所得金額が 80万円超~120万円以下) | 36,600円 |
| 第3段階 | 基準額の75% (※70%) | ●住民税非課税世帯 (第1、第2段階以外) | 51,240円 |
| 第4段階 | 基準額の90% | ●住民税課税世帯で本人住民税非課税者 (本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円以下) | 65,880円 |
| 第5段階 | 基準額 | ●住民税課税世帯で本人住民税非課税者 (本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円超) | 73,200円 (月額6,100円) |
| 第6段階 | 基準額の120% | ●本人住民税課税者 (本人の合計所得が120万円未満) | 87,840円 |
| 第7段階 | 基準額の130% | ●本人住民税課税者 (本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満) | 95,160円 |
| 第8段階 | 基準額の150% | ●本人住民税課税者 (本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満) | 109,800円 |
| 第9段階 | 基準額の170% | ●本人住民税課税者 (本人の合計所得金額が320万円以上) | 124,440円 |

※消費税引き上げにより、社会保障の充実に伴う介護保険法が改正され、住民税非課税世帯の保険料軽減強化が行われています。
保険料率は国・県・町からそれぞれ公費(国1/2、県1/4、町1/4)を投入し、第1段階は50%から30%、第2段階は75%から50%、第3段階は75%から70%に軽減しています。



遊佐町 第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（概要版）

発行日 2021（令和3）年3月
 発行者 遊佐町 健康福祉課
 住所 〒999-8301
 山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴 211 番地
 TEL 0234-28-8251 FAX 0234-72-3317
 URL <http://www.town.yuza.yamagata.jp/>

概要版

遊佐町

第8期介護保険事業計画 高齢者福祉計画



2021(令和3)年3月
山形県 遊佐町

1 計画策定の趣旨

介護保険制度は創設から20年が経過し、介護サービス利用者は制度創設時の3倍以上となりました。本町では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自身の能力に応じ自立した日常生活を営むために、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを地域の実情に応じて深化・推進してきました。

今後は、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となる2025(令和7)年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040(令和22)年に向け、総人口・現役世代人口が減少する中で高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれるため、地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備が必要となります。

本町では国の指針に基づいて県の調整を踏まえ、第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定し、高齢者福祉施策等の一層の充実及び介護保険制度の継続可能な運営に努め、計画的にその実現を図ります。



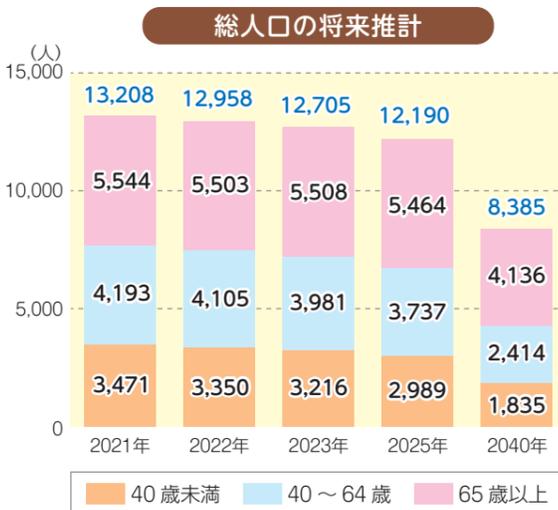
2 計画期間

第8期計画は、2021(令和3)年度から2023(令和5)年度までの3年間を計画期間として2020(令和2)年度に策定しました。

3 計画期間における将来推計

本町の総人口は年々減少して行くことが予想され、2023(令和5)年には12,705人、2040(令和22)年には8,385人となる見込みです。また、65歳以上の高齢者数は2025(令和7)年にかけてゆるやかに減少しますが、2040(令和22)年には4,136人となり、大幅に減少の見込みです。

総事業費(標準給付費見込額+地域支援事業費)は徐々に減少し、2023(令和5)年には1,922百万円となり、第8期計画期間の合計総給付費は5,770百万円となる見込みです。



※十万円未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

4 計画の基本理念と施策体系

【基本理念】共に寄り添い、助け合い、幸せを実感できるまちづくり

基本目標Ⅰ 健康と幸せを実感できる まち

- 1 高齢者の生きがい施策等の推進**
 - (1) 生きがい支援
 - (2) 高齢者の就労支援
 - (3) 社会参加の場づくり
- 2 高齢者健康増進事業等の推進**
 - (1) 特定健康診査・特定保健指導の推進
 - (2) 健康増進事業の推進
 - (3) 健康・体力づくり事業
 - (4) 心の健康づくり推進事業
 - (5) 「健康ゆざ21」計画(第3次)の推進
- 3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施**
- 4 一般介護予防事業の推進**
 - (1) 介護予防把握事業
 - (2) 介護予防普及啓発事業
 - (3) 地域介護予防活動支援事業
 - (4) 一般介護予防事業評価事業
 - (5) 地域リハビリテーション活動支援事業
- 5 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組と目標設定**

基本目標Ⅱ 自立生活から生きる喜びを感じる まち

- 1 介護予防・生活支援事業の推進**
 - (1) 訪問型サービス
 - (2) 通所型サービス
 - (3) その他の支援事業
- 2 在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実**
 - (1) 高齢者福祉事業
 - (2) 家族介護支援事業
 - (3) その他の事業
- 3 高齢者の居住安定に係る施策**
 - (1) 養護老人ホームや軽費老人ホームへの入所措置
 - (2) 住居型有料老人ホームの確保
- 4 広範な高齢者福祉事業との連携**
 - (1) 社会福祉協議会の高齢者福祉事業
 - (2) ボランティア活動等への連携、支援

基本目標Ⅲ 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり**
- 2 人材の確保及び資質の向上と業務効率化及び質の向上に資する事業**
- 3 地域包括支援センターの機能強化**
 - (1) 地域包括支援センターの運営
 - (2) 体制強化に向けた自己評価と町評価の実施
 - (3) 地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの情報公表
- 4 在宅医療・介護連携の推進**
 - (1) 在宅医療・介護連携体制整備の推進
 - (2) 在宅医療・介護連携に関する取組
 - (3) 二次医療圏内・関係市町の連携
- 5 認知症施策の推進**
 - (1) 普及啓発・本人発信支援
 - (2) 予防
 - (3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
 - (4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援
- 6 生活支援・介護予防サービスの基盤整備**
 - (1) 生活支援事業の体制整備
- 7 地域ケア会議の推進**
 - (1) 地域ケア会議の運営と課題検討
 - (2) 多職種協働によるネットワークの構築や資源開発
- 8 高齢者の居住安定に係る施策との連携**
- 9 虐待の防止等**
 - (1) 広報・普及啓発
 - (2) ネットワークの構築
 - (3) 行政機関の連携強化
 - (4) 相談・支援

基本目標Ⅳ 持続可能な介護保険制度の運営

- 1 保険者の機能強化**
 - (1) 適切な情報提供
 - (2) 利用や苦情についての総合的な相談窓口の充実
 - (3) 高齢者に関するネットワークづくり
 - (4) サービス事業者の質の向上と適切な事業展開への支援
 - (5) 災害や感染症に対する備え
 - (6) 介護給付費の適正化対策
 - (7) 介護保険事業の円滑な運営
- 2 計画的な介護給付サービスの提供**
 - (1) 居宅・介護予防サービスの実績と推計
 - (2) 地域密着型サービスの実績と推計
 - (3) 介護保険施設サービスの実績と推計
 - (4) 日常生活圏域における必要利用定員総数
 - (5) 介護給付等対象サービス種類ごとの見込み量確保のための方策